

平成27年第3回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 18番（大久保もりひさ君） 大項目5問、通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、小学校の通学路への街頭防犯カメラの設置と活用について伺います。平成15年第4回定例会で通学路への街頭防犯カメラ設置の必要性を訴えてから12年目の今年度から、小学校の通学路に順次街頭防犯カメラが設置されることになりました。

(1)、街頭防犯カメラ設置の視点での今年度の小学校の通学路点検について伺います。

○ 総務部長（石田光広君） 通学路防犯カメラにつきましては、7月1日から16日にかけて実施した市内の小学校全12校の通学路点検の中で、設置の必要性の高い箇所の確認を行いました。このため、ことしの通学路点検では、各小学校のPTA、学校関係者、多摩中央警察署、教育委員会及び市職員により、各地域の防犯カメラ設置要望箇所の確認なども行ったところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 本年度の4月から通学路点検における防犯カメラ設置要望箇所の確認までの具体的な手順について伺います。

○ 総務部長（石田光広君） 通学路防犯カメラの設置要望箇所の確認までの手順についてでございますが、各学校及びPTAからの要望箇所の提出、そして通学路点検時に設置要望箇所の実地調査、さらに学区ごとの犯罪発生状況の比較分析、そして多摩中央警察署からの助言などの手順を経た上で、設置校及び設置場所を選定してまいるところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 本年度の通学路防犯カメラを設置するまでの具体的なスケジュールについて伺います。

○ 総務部長（石田光広君） 通学路防犯カメラを設置するまでの具体的なスケジュールでございますが、今後、設置校及び設置場所の決定後に、設置業者との契約、カメラを取りつける電柱の管理者との協議、そして設置場所での作業などを行いまして、年度内の稼働を見込んで作業を進めるということでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、街頭防犯カメラ設置についての今後の予定について伺います。

○ 総務部長（石田光広君） 通学路防犯カメラの今後の設置予定でございますが、現在、通学路点検の結果と過去の犯罪発生状況を分析しているところであり、今後、多摩中央警察署の助言をいただいた上で、今年度の設置校及び設置場所を選定し、順

次設置してまいりたいと考えております。なお、通学路防犯カメラは、今年度より4年間かけて、市内の全ての小学校について設置する予定としております。

○ 18番(大久保もりひさ君) 4年間で全ての小学校12校に通学路防犯カメラを設置するとのことです。毎年3校ずつ設置するとの市の考え方のように聞こえましたが、市内全域の中で、防犯上の危険度が高い箇所から順番に設置するとの考え方もあると思います。現在の市の考え方とその根拠について伺います。

○ 総務部長(石田光広君) 今回の通学路防犯カメラの設置数は限られているということから、現地での実地調査、犯罪発生状況、警察の助言などを総合的に判断いたしまして、防犯上の危険度の高い小学校の通学路において3校ずつを選定いたしまして、4年間かけて全ての小学校の通学路に設置してまいりたいと考えているところでございます。

○ 18番(大久保もりひさ君) 通学路防犯カメラについては、犯罪抑止の視点から、小学生と保護者はもとより、市民に公表するべきだと考えますが、本年度の設置箇所の具体的な公表について伺います。

○ 総務部長(石田光広君) 防犯カメラは、犯罪の抑止、地域の安心感の向上にも効果があるということでございますので、多摩稲城・街頭防犯カメラ設置協議会が設置した街頭防犯カメラと同様に、通学路防犯カメラの設置場所についても、設置していることがわかるような表示をしてまいります。

○ 18番(大久保もりひさ君) (3)、小学生の登下校時の見守りを補完するために、通学路に街頭防犯カメラを設置し、防犯対策を強化する視点から、子供たちを見守る保護者や地域住民などに不審者や犯罪などの情報を速やかに提供することにより防犯対策を強化する仕組みをつくるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長(石田光広君) 不審者などの情報提供につきましては、警察が不審者情報を認知した場合には、リアルタイムにメールけいしちょうを配信し、注意喚起を行ってきております。また、市では、メールけいしちょうから配信された不審者情報や地域から得た情報については、速やかに市のメール配信サービスを使い、地域安全情報として配信し、市民へ注意喚起を行ってしております。今般の防犯カメラ等の設置により防犯意識が高まっていくものと考えられ、こうした効果から、地域での防犯対策が強化されるものと考えております。

なお、街頭防犯カメラや通学路防犯カメラにつきましては、常時監視のシステムとなっていないため、画像解析から得た内容を情報発信する仕組みとはなっておりません。

○ 18番（大久保もりひさ君） 私は、通学路防犯カメラを設置することになったこの千載一遇の機会を捉えて、メールけいしちょうの不審者情報や地域から得た情報だけでなく、保育所・幼稚園・小中学校の関係者などが得た情報も地域安全情報として配信する仕組みをつくることにより、防犯対策の強化を図るべきであると考えます。伺います。

○ 総務部長（石田光広君） 御質問の趣旨を踏まえまして、小学校・幼稚園・保育所などの関係者などが不審者等の情報を得た場合には、防犯を担当する総務契約課と連携を図りつつ、地域安全情報が配信できるよう取り組んでまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (4)、先ほどの(3)と同様の視点、つまり、小学生の登下校時の見守りを補完するために、通学路に街頭防犯カメラを設置し、防犯対策を強化する視点から、小学生の登下校時に見守ってくださる保護者や地域住民などととも、小学校の通学路における学校ごとの防犯訓練を実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 保護者や地域と連携した通学路における防犯訓練につきましては、現在、各学校において実施しております不審者対応のためのセーフティ教室や、担任教員などによる児童への安全指導の成果を踏まえ、研究してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 研究との後ろ向きの御答弁でしたので、東京都教育委員会が作成した学校危機管理マニュアルの防犯編の中の通学路における危機管理に関連する内容につきまして、改めて伺います。まずは、各小学校における防犯マニュアルの作成と、適切な改善に関する各学校の現状について伺います。次に、児童の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリストに基づいて伺います。

児童に対する防犯教育の充実の観点では、登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているかどうか、また児童がみずからの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているかどうかとの問いに対する各学校の現状を伺います。関係機関との連携の観点では、日ごろから不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているかどうか、非常通報体制、学校110番を活用した防犯訓練、セーフティ教室などを地元警察や地域と連携して実施しているかどうかとの問いに対する各学校の現状を伺います。

保護者や地域への啓発・連携の観点では、日ごろから保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているかどうか、安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているかどうか、毎日の学区域の防犯パトロール、地域での挨拶運動、「子ども110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの防犯活動について、具体的取り組みを依

頼したり、その活動に教職員が応援したりしているかどうかとの問いに関する各学校の現状を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） まず、各小学校における防犯マニュアルの作成と適切な改善に関する現状につきましては、現在、稲城市の全ての小学校におきまして、学校安全計画を作成し、その中の生活安全の分野に登下校の安全指導を位置づけております。この学校安全計画につきましては、毎年度末、次年度の教育課程作成の際に必要な修正をしているところでございます。

次に、児童に対する防犯教育の充実につきましては、各小学校におきましては、児童に対し、通学路を通り登下校することや、危険な状況に遭った場合の対処方法について、学級指導の場面やセーフティ教室においての指導を日常的かつ継続的に行っております。また、セーフティ教室では、警察官などを講師として、具体的でわかりやすく御指導いただいたり、また地域安全マップづくりを通して身近な地域を安全確保の観点から学んだりすることにより、児童が主体的に安全に行動しようとする態度を育成しているものと認識しております。

次に、関係機関との連携につきましては、各小学校は、日ごろから不審者情報を得た場合には、その状況により、警察にパトロールを強化していただいたり、また保護者に連絡し、児童への安全指導の徹底をお願いしております。また、地域教育懇談会ブロック会におきましても、地域の危険箇所や不審者情報についての情報交換及び共通理解、子供たちの安全指導を守る体制などについての協議を継続して行っております。また、各学校は、学校110番非常通報システムについても、実際に警察に通報するという訓練を毎年1回は実施しております。セーフティ教室につきましても、警察官が2～3年の間に必ず全校を回るように、教育委員会と警視庁・多摩中央警察署との間で協議・調整を行っております。セーフティ教室には必ず保護者や地域の方々、地域の関係機関の方々なども参加していただくということにしております。

次に、保護者や地域への啓発、また連携についてでございますが、日ごろから保護者会や学校だよりなどにより、また地域教育懇談会の際などに、児童の安全確保や学校の安全管理についての御協力をお願いしております。特に教育委員会からの通知が学校に出された場合には、学校では通知の内容を受けとめまして、児童の安全指導に生かすほか、保護者に対しましても情報提供と注意喚起などを行っているところでございます。また、児童の登下校時の校門前などにおける挨拶運動とか、通学路の見守り活動、またPTAや地域団体主催による学区域の防犯パトロールには、教員も参加しております。そのほか、各小学校は、地域の方々に学区域内の安全確保についての定期的な見守りをお願いしたり、PTAと連携し、「子供110番の家」への登録の拡大を図ったりするなど、地域と連携した児童の安全確保の推進のため、学校や地域の状況に応じ取り組んでいるところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 東京都教育委員会が作成した学校危機管理マニュアルの防犯編の中の通学路における危機管理に関連する内容については、一通り実施されていることを確認いたしました。が、実際に通学路を中心とした地域における防犯活

動でお会いするのは、校長・副校長と一部の教員のみであります。通学路における防犯力を強化するためには、全ての教員と保護者と地域住民が連携して、地域における課題や情報を共有して防犯活動に取り組む必要があると考えます。日常的に子供たちの見守りを行ってくださっている「子ども110番の家」の方から、年1回の訪問はPTAの方のみなので、誰が学校の教員なのかわからないとの声を聞いております。通学路を中心とした地域における小学生の子供たちの防犯について、一番意識を高く持っていてくださっている「子ども110番の家」の方と学校が連携しなければ、地域の防犯力を強化することはできないと考えます。

そこで、まずは集団下校訓練の際に、教員と児童が危険箇所や「子ども110番の家」を確認したり、「子ども110番の家」の方々と教員との連携を図ったりすることから取り組んでみてはどうでしょうか。集団登下校を行う際や台風などの自然災害による登下校時間の変更などについて、「子ども110番の家」に対して事前にお知らせをして、通学路での見守りに協力していただいたり、学校内で行っている各種の集会やセーフティ教室に「子ども110番の家」の方を招いて子供たちに紹介することも有効であると考えます。また、各学校からの一斉メール配信サービスに「子ども110番の家」の方々に登録していただき、緊急時の情報を提供することは、地域における見守りの強化につながると考えます。つまり、日常的に児童や教員と「子ども110番の家」の方が挨拶を交わし、顔見知りになり、情報を共有する仕組みをつくるのが、通学路を中心とした地域の防犯力強化の第一歩であると考えます。

私は、小学校の通学路における防犯訓練を実施するべきであると考えておりますが、通学路防犯カメラを設置することになったこのタイミングを確実に捉えていただき、子ども110番の家の方や、民生・児童委員や人権擁護委員など、学校にかかわってくださる方々などの地域住民を学校に招いて紹介することや、教員が「子ども110番の家」を訪問することなどにより、小学校の通学路を中心とした地域の防犯力強化に一歩を踏み出していただきたいと思っております。再度御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 地域の防犯活動など、目に見える活動につきましては、学校からは代表者である校長・副校長、また生活指導主任などが中心となり、参加しております。また、学級担任などの教員も、目には見えにくい場面ではございますが、児童・生徒への個別の支援をする中におきまして、保護者や地域の関係機関と、夜間や土・日なども使い連携しているところではございますが、今後、地域との連携を一層深めるためにも、地域の状況及び学校の体制などを踏まえながら、より多くの教員が防犯に関する活動に参加するよう推進してまいりたいと考えております。また、日ごろから大変お世話になっております「子ども110番の家」と学校との一層の連携についても必要と考えております。今後、具体的な連携方法、学校からの一斉メール配信サービスの拡大などにつきましては、PTAとも協議し、学校及び地域の状況、各学校のメール配信システムの状況などを踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号2、ライフステージで途切れることのない発達支援について伺います。

平成25年第2回定例会の私の「ライフステージで途切れることのない発達支援」についての一般質問に対して、「早期発見・早期療育から自立・就労までのライフステージで途切れることのない発達支援を実現するための仕組みをつくるためには、稲城市発達支援センターが核となり、記録や情報などの継続性あるいは統一性が図られることが必要であると考え」との市の見解を伺いました。

(1)、ライフステージで途切れることのない発達支援における現状と課題について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） ライフステージで途切れることのない発達支援における現状につきましては、稲城市発達支援センターが中心となり、福祉部・教育部の関連課や保健所・児童相談所などの関連機関から成る稲城市発達障害者（児）支援等連絡会において、医師の助言などを得ながら発達支援ファイルを作成し、関係機関との情報共有や連携のツールとして活用を始めたところでございます。課題につきましては、利用者がふえることによるスタッフの配置などが課題となるものと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 発達支援を必要としている方の情報がライフステージで途切れることがないように、関係機関との共有と連携を図る仕組みがスタートしたとの御答弁でございましたが、具体的な運用について御説明ください。また、本市における課題といたしましては、小中学校内における発達障害の可能性がある児童を対象とした教員と福祉・医療の関係者が連携した支援の取り組みと、中学校卒業以上でひきこもりされている方の自立支援などの取り組みが不足していると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 私からは1点目と3点目につきまして答弁させていただきます。

関係機関との共有と連携を図る仕組みである発達支援ファイルの活用の具体的な運用につきましては、まず身体や医療機関、服薬など、本人に必要な支援の情報を記載いたします。そのファイルを本人または保護者が母子手帳や医師意見書、検査報告書などもあわせて保管し、幼稚園や保育園、小中学校、高校、大学や放課後活動、就職活動、医療関係者・福祉関係者に提示していくことにより、その支援が一貫して引き継がれ、必要な情報も引き継がれるものでございます。

2点目の中学校卒業以上でひきこもりをされている方の自立支援などの取り組みにつきましては、地域活動支援センターが人員体制を4人から5人へと充実したことにより、プログラム活動に加え、これまで以上にひきこもりがちな方などの家に伺うことができるようになり、利用者の状態把握、日常生活の悩みを伺うなどの訪問活動が強化されておりますことから、発達支援センターとも連携し、適切な支援につなげるよう努めてまいります。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） また、学校における教員と福祉・医療の関係者の連携につきましては、3者が学校現場において一堂に会するという具体的な事例はございませんが、教育センターにおける発達支援委員会及び発達相談の際には、発達支援センター職員並びに発達障害専門の医師が参加したり、また発達支援センターの職員が学校に出向き、登録相談児の支援相談をしたりしております。このようなことから、教育と福祉・医療の専門家との連携は図られていると認識しておりますが、今後さらに連携を深めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 早期発見・早期療育から自立・就労までのライフステージで途切れることのない発達支援を実現するための仕組みをつくるためには、まず現状分析による前提条件の整理を行い、本市としての発達支援事業全体のスキームを決めてから、具体的な業務内容などの計画と役割分担や連携などを決定すべきでありますし、事業手法や経済性なども加味して検討しなければならないと考えます。御所見を伺います。

7月30日に公明党稲城市議団で視察しました東京都発達障害者支援センター（T O S C A）では、ひきこもりされている本人や家族からの電話相談や面談による相談支援を多数受けておられるとのことでした。その相談者の中に、発達障害を要因とするひきこもりの方がかなりの割合でおられると判断しておられました。この話を伺い、本市におきましても、発達障害を要因とするひきこもりの方が多数おられるのではないかと推察いたしております。稲城市社会福祉協議会の地域活動支援センターと稲城市発達支援センターの連携により、中学校卒業以上でひきこもりされている方の自立支援強化に努めることにつきましては評価するところでありますが、さらなる機能強化の視点から、ひきこもりを担当する部署を決めた上で、稲城市発達支援センターがひきこもりの方や家族からの電話相談や面談による相談を受ける体制をつくっていただきたいと考えます。市の見解を伺います。

また、御答弁と同様に、私も学校における教育と福祉・医療の関係者の連携は一応とられていると理解しているつもりですが、学校における発達障害児への支援が担任教師の対応能力の範囲に限られている事例を散見することから、教員と福祉・医療の関係者のチームプレーによる発達支援の仕組みを全ての教職員が活用して、児童・生徒や保護者に納得していただけるような発達支援に取り組むべきであるとの趣旨で申し上げます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 私からは1点目と2点目について御答弁させていただきます。

まず、具体的な業務内容などの計画と役割分担、連携などにつきましては、平成25年度より稲城市発達支援センターの事業を開始して2年が経過したところであり、現在その情報やノウハウが蓄積されているところがございます。したがって、具体的な業務内容について、委託事業者の意見なども聞き取りまして、検討してまいりたいと考えております。

また、2点目の部分につきましては、現在、ひきこもりなどでの個別相談につきましては、本人あるいは家族からを問わず、まずは発達支援センターで相談することが可能でございます。ひきこもりへの組織的な体制づくりにつきましては、今後研究してまいります。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 御質問の3点目、教員と福祉・医療の関係者のチームプレーによる発達支援の仕組みづくりにつきましてお答えいたします。御指摘のとおり、発達障害のある児童への支援につきましては、教育・福祉・医療の連携が必要な場合が多くございます。その際、より有効な連携を図るためには、特別支援教育の専門的視点を持ってコーディネートする役割が必要であり、その役割を本市におきましては教育センターの特別支援教育相談室が務めております。状況によっては、教員が直接福祉や医療の専門家と連携する場合もございます。今後もこのような方法で、個別の児童の状況に応じ、3者のよりよい連携を図ってまいります。また、課題であります教員の資質向上につきましては、引き続き教育センター職員による指導を中心としてまいります。必要に応じ、発達支援センターの専門性も活用してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、稲城市発達支援センターにおける平成26年度の活動内容と市の評価について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 平成26年度の活動内容でございますが、教育委員会特別支援教育相談室との連携を軸に、一般相談、就学前相談、幼稚園・保育園などへの出張相談、医師などが行う専門相談としての相談支援事業や、市民・当事者・家族向けの普及啓発事業を関係機関と連携し実施してまいりました。市としての評価につきましては、平成25年度と平成26年度を比較して、相談支援事業は614件から1,428件、普及啓発事業は8回から26回と大幅に増加していることから、発達障害の市民への周知や認識が高まり、市民の皆さんにとって発達支援に対する効果的な事業が実施されてきたものと認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 事業内容を伺いましたが、2名の職員にとっては、オーバーフローするほどの事業のボリュームになっているのではないかと思います。御所見を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 稲城市発達支援センターの事業開始から2年で、相談支援事業や普及啓発事業の実績がともに2倍以上に増加している状況でございます。現在の人員体制での事業執行をより効率的に行うための進行管理や連携などが必要であると考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、ライフステージで途切れることのない発達支援を実現するための仕組みづくりには、稲城市発達支援センターの拡充が必要不可欠であると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） ライフステージで途切れることのない発達支援が実現するための仕組みづくりでございますが、確実にふえている相談件数や、途切れることのない仕組みづくりに対応するため、現状の人員体制での業務量や業務内容などを精査し、体制の拡充について検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 稲城市発達支援センター条例には、稲城市に在住する心身の発達に支援を必要とする者等に対し、乳・幼児期から就学期を経て、成人期までの継続した支援を行い、早期の発見から早期の療育や社会参加につなげることを目的とすると明記されています。そして、1、心身の発達に係る相談に関する事業、2、心身の発達に係る研修及び啓発に関する事業、3、心身の発達に係る支援のための関係機関との連携等に関する事業、4、ほかにこの条例の目的を達成するため市長が必要と認める事業を行うとしています。つまり、ライフステージで途切れることのない発達支援全体について、稲城市発達支援センターがかかわることを条例に明記しているわけであります。この条例に記載されている事業を確実に実施するためには、専門職員の増員が不可欠であると考えます。御所見を伺います。

また、条例の内容、つまり稲城市発達支援センターの目的と事業内容などが市内の小中学校の全ての教職員に伝えられているでしょうか、伺います。

そして、稲城市教育研究会や各学校の研修会などで稲城市発達支援センターの職員を講師に招いて、発達支援の講義を受けるべきであると考えます。見解を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 私からは1点目につきまして答弁をさせていただきます。稲城市発達支援センター条例に定められた事業の確実な実施のためには、増加する業務量への対応に伴い、繰り返しとなりますが、現状の人員体制での業務量や業務内容などを精査し、専門職員の必要性なども含め、体制の拡充について検討してまいります。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 2点目・3点目の御質問にお答えいたします。

稲城市発達支援センター条例の内容の市内の小中学校への周知につきましては、平成25年度のセンター発足当初に、校長会におきまして発達支援センター「レスポーンナギ」について紹介し、パンフレットを配布いたしました。その後は、教育相談の際に、相談内容などに対応の必要性に応じ、個別に保護者の方々や学校関係者にお知らせしてまいりました。今後改めて、校長会及び特別支援教育コーディネーター研修会などにおきまして周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、発達障害に関する教員研修につきましては、今年度は既に特別支援教育コーディネーター研修会及び各学校の校内研修会、また中学校ブロックにおける小中合同の教員研修会におきまして、教育センター配置の特別支援教育に専門性の高い職員を講師とした研修会を開催しているところでございます。今後さらに教員研修を推進していく中におきまして、発達支援センター職員の専門性を積極的に活用してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 稲城市発達支援センター「レスポ－いなぎ」を紹介されたことはわかりましたが、私は、全ての教職員にその目的や事業内容などが十分に伝えられていないので、学校側から積極的に連携を図ろうとされていないのではないかと感じております。

7月30日に東京都発達障害者支援センター（TOSCA）を視察したときに、清瀬市子どもの発達支援・交流センター「とことこ」の取り組みについて伺いました。その際には、山崎順子センター長が丁寧に御説明してくださいました。さて、本年3月に東京都福祉保健局が発行した発達障害者支援ハンドブック2015の発達障害児（者）支援システム事例に掲載されている山崎順子センター長の御報告の文書をもとに、「とことこ」の取り組みについて申し上げます。「とことこ」では、清瀬市の障害福祉課と清瀬市教育委員会と相談しながら、学校との連携をつくり出す取り組みを開始したとのことでした。「とことこ」と小中学校との支援会議を重ね、現在は、学校からの紹介を受けて、「とことこ」が児童・生徒の見立てを行い、保護者の了解を得て小中学校にフィードバックする流れでの連携が定着してきたとのことでした。本市におきましても、同様の流れを構築するべきであると考えております。その流れをつくるための第一歩として、稲城市発達支援センターの職員が全ての小中学校を訪問して児童・生徒の様子を見た上で教職員にアドバイスを行えば、教職員と発達支援センター職員との間における直接的な交流が可能となり、連携が積極的に図られるようになるのではないかと考えます。御所見を伺います。

また、御存じのとおり、療育は教育ではなく医療の分野であります。療育に関する専門書を読み、専門家の講演を繰り返して聞いておられる保護者よりも、教員のほうが発達障害児の療育についての理解度が低いと感じておられる保護者からの声を多数聞いております。発達障害に関する対応が担任任せではなく、チーム学校として、組織的に適切かつ迅速に行えるように、発達障害児の療育の専門家による校内研修会を全ての小中学校で実施するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 現在、教育センターの特別支援教育相談室の職員が、全ての小中学校を訪問し、特別支援教育に関する専門的視点から学校への指導・支援をしております。その上で福祉や療育に関する専門的視点が必要な際には、特別支援教育相談室職員と発達支援センター職員とが情報交換し、より有効な支援を図っており、今後もこの方法を中心に支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、学校が療育についての高い専門性を持ち合わせていないという現状は否めませんが、今後のさらなる特別支援教育推進のため、学校現場の教員にまず求めるべきことは、通常の学級の中での発達障害のある児童への指導のあり方を充実させていくことであります。その上で療育についての知識を必要とする状況が生じた場合には、療育の専門家に御支援いただきながら対応することが適切と考えております。このような考え方を基本に据え、今後、療育との連携についても、より有効な方法を工夫してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号3、災害時要援護者等への支援活動の拡充について伺います。本市では、災害時に自分で避難が困難なひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在、その他の状況を行政機関や地域の関係団体が把握し、有事の際にいち早く安否確認ができ、迅速に初期支援活動につながれることを目的として、稲城市災害時要援護者市民相互支援ネットワーク事業実施要綱を制定しました。これに基づき、災害時要援護者の状況把握の手段として、災害時要援護者自身の自己申告による災害時要援護者登録名簿を作成し、事業を開始されておりますが、災害発生時に避難行動の支援を必要とする方と、安否確認や情報提供などの支援をする方の整理、それらの支援を必要とする方の対象範囲の拡大、名簿の保管、日ごろからの状況把握方法、名簿の更新や支援活動団体の拡大、また災害対策基本法の改正に伴う影響など、多くの課題があると考えましたので、平成25年度の福祉文教委員会の特定所管事務調査事項として、災害時要援護者支援名簿とその活用に関する調査研究を行い、平成26年第1回定例会において報告いたしました。

(1)、災害時要援護者登録名簿を保管して、日ごろからの状況把握や、年1回の災害時要援護者登録名簿の更新と、災害発生時に支援活動を行う団体等の拡大状況について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 災害時要援護者支援に係る団体等の拡大状況につきましては、地域の支援者として、平成23年度に東長沼自治会、平成24年度に押立自治会、平尾住宅自治会、長峰杜の三番街自主防災組織、平成25年度に平尾分譲住宅自治会、平成26年度に坂浜自治会、平成27年度に若葉台自治会、若葉台ワルツの杜団地自治会の参加をいただいているところでございます。また、ほかにも平成24年度に地域包括支援センターやのくち、エレガントもむら、ひらお、平成25年度に地域包括支援センターこうようだい、警視庁多摩中央警察署の参加をいただいているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 平成26年度以降、地域の支援者として、3つの自治会が新たに参加してくださっているとの御答弁でございましたが、今後新たに参加していただきたい団体の目標と、支援活動団体の拡大に関する課題について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 今後新たに参加していただきたい団体の目標につきましては、できるだけ多くの自治会・自主防災組織の方々に御理解をいただき、この支援活動が市内全域となるよう参加していただきたいと考えております。支援活動団体の拡大に関する課題につきましては、各自治会・自主防災組織内部において、個人情報取り扱いに関する認識に個々の相違があり、全体の総意として参加の合意形成に至らない事例が見受けられることと認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、詳細な個別支援計画の策定について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 詳細な個別支援計画の策定につきましては、市が民生・児童委員、自治会、自主防災組織などの地域の支援者に配布している災害時要援護者登録カードに登録者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、最寄りの避難所、身体上の状況、備考及び自宅とその周辺の地図情報を表示し、民生・児童委員の受け持ち地域を単位とした地図情報とあわせて、安否確認や避難支援などにおいて活用することとしております。また、登録時の聞き取りや、民生・児童委員の戸別訪問による年1回の現況確認の際などに、最寄りの避難所の確認や、そこへ避難するに当たり配慮を要する身体の状態等の確認を行っており、定期的に情報を更新しております。そのことに加え、市では登録者の緊急連絡先及びかかりつけ医療機関を把握しており、その情報も有効に活用することで、円滑な安否確認及び避難支援などにつなげてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状はよくわかりました。特定所管事務調査をした自治体の中には、災害発生時における災害時要援護者の安否確認や、避難支援を担当する近隣住民を数人特定して、役割を明確化している自治体がありました。私は、災害発生時における個別支援計画の実行については、民生・児童委員、自治会、自主防災組織などと協議して、災害時要援護者に個別の担当者を決めて、役割を明確にした上で、日常的に交流していくべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 災害時要援護者に個別の担当者を決めて、役割を明確にすることにつきましては、実際の災害発生時においては、地域の支援者も被災者となり、誰がどの程度安否確認や避難支援の活動ができるのか、大変不透明な状況になると想定しております。市では、各避難所を単位として、活動可能である地域の支援者と協力し、組織的に対応してまいりたいと考えております。また、日常的な交流につきましては、民生・児童委員の戸別訪問による年1回の現況確認や、高齢者の見守りに関する調査、お年寄りへの感謝のつどい、日常的な見守りも含めて、一定の交流はなされているものと認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 個別支援計画の策定に関して、各避難所を単位として、地域の支援者と協力して、組織的に対応したいとの考えを示されましたが、災害発生時における市職員と地域住民の役割や行動などについて具体的に伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 災害発生時における市職員と地域住民の役割や行動につきましては、市では、各避難所を単位とした災害時要援護者登録名簿を所持する市職員を各避難所へ配置することとしております。その避難所を拠点とし、名簿を活用して、民生・児童委員、自治会、自主防災組織などの地域の支援者及び支援活動への参加を承諾した地域住民などと市職員が協力して、組織的に安否確認及び避難支援などの活動を臨機応変に行うことを想定しております。

○ 18番（大久保もりひさ君）（3）、要援護者名簿への登録を希望されていないけれども、災害発生時に支援が必要であると考えられる方々を対象とする避難行動要支援者名簿の作成とその活用について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 避難行動要支援者名簿の作成につきましては、市が把握する年齢、要介護認定、身体障害者手帳の等級、愛の手帳の程度、精神障害者保健福祉手帳の程度などの情報から要配慮者である市民を把握し、避難行動要支援者とする要件を設定した上で、本人などによる登録を経ることなく、市においてその名簿を作成するものでございます。また、設定した要件に該当しない市民につきましても、従来どおり、本人などによる登録を受け付けてまいります。

避難行動要支援者名簿の活用につきましては、従来から安否確認及び避難支援などへの協力を得ている民生・児童委員、自治会、自主防災組織などのほかにも、避難行動要支援者の命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援などの実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供し、協力を求めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 避難行動要支援者名簿の作成と運用に関する今後の予定について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 避難行動要支援者名簿の作成と運用に関する今後の予定につきましては、避難行動要支援者とする要件などの整理を行い、稲城市災害時要支援者市民相互支援ネットワーク事業実施要綱を改正するとともに、その内容を稲城市地域防災計画へも反映させた上で、運用を開始してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君）（4）、災害発生時における災害時要援護者等への支援活動の拡充について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 災害発生時における災害時要援護者等への支援活動の拡充につきましては、平成26年3月4日付の福祉文教委員会特定所管事務調査事項、災害時要援護者支援名簿とその活用に関する報告において、地域の中で災害時要援護者を支援する人や団体の拡大が不可欠であると考えたとの御意見をいただき、新たに坂浜自治会、若葉台自治会、若葉台ワルツの杜団地自治会の御理解を得て、地域の支援者の拡大を図ったものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 支援団体として、3つの自治会が新たに参加してくださったことはわかりました。特定所管事務調査事項の報告におきまして、NPO、ボランティア組織等と協定を結んでおき、地域の受援力を高め、発災時には、構築したネットワークを活用して、外部人材の役割を避難所等に位置づけることと、支援団体を拡充するための具体的な提案を行いました。自治会以外の支援団体拡充の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 自治会以外の支援団体拡充の取り組みにつきましては、地域に根差した活動を展開し、支援団体となり得る防犯、防災、環境及び福祉的団体などのNPOやボランティア組織などとの協定や、その支援団体との有効な連携方法などについて、現在検討を行っているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） （5）、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴う災害時要援護者等の支援制度の見直しについて伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 災害対策基本法の改正に伴う災害時要援護者支援制度の見直しにつきましては、市では、さきにお答えしました避難行動要支援者名簿の作成について、現在準備を進めているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 災害対策基本法の改正に伴う災害時要援護者等の支援制度の見直しに関する特定所管事務調査事項の報告におきましては、名簿の作成、利用制度の改正について、避難所の環境整備について、避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮についての3つの視点から具体的な提案を行いました。これらの提案に対する市の見解を伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 私からは1点目について答弁をさせていただきます。名簿の作成、利用制度の改正につきましては、市では、避難行動要支援者として設定した要件に該当しない市民につきましても、従来どおり柔軟に、本人などによる登録を受け付けてまいります。また、地域の支援者などに対する名簿情報の提供につきましては、避難行動要支援者の制度周知を図り、より一層、本人同意を得ることに努めながら、現時点では本人同意のある名簿情報について提供してまいりたいと考えております。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 私からは、避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮につきまして御答弁させていただきます。

この2件については、既に地域防災計画におきまして、災害時要援護者対策として、取り組みについて記載しているところでございます。避難所を災害時要援護者が利用する場合、障害特性に応じた避難支援体制の整備や、避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮といたしまして、安否確認による孤立防止対策、自主防災組織など、地域の支援者等々の支援、生活等の相談体制の構築を行うこととしており、協議を重ねてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号4、緑化推進基金を活用した緑地保全の取り組みについて伺います。

（1）、緑地保全における現状と課題について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 市内の緑地につきましては、平成23年度に改定した稲城市緑の基本計画の中で、平成21年度に撮影された航空写真をもとに調べた樹木・樹林・竹林・草地・農地など、植物に覆われた緑被地が占める割合である緑被率が56.7%であり、平成33年度の時点で50%の緑被率を確保することを目標としております。しかしながら、現在、市内の緑地の多くが民有地であることから、近年の都市化の進行に伴い、徐々に緑が失われてきております。したがって、これらの民有緑地をどのように保全していくのかが課題であると考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 民有地の緑地保全には幾つかの手法があると考えます。本市が検討するに値すると考えておられる手法について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 民有緑地の保全の手法といたしましては、市の条例に基づき指定することができる自然環境保全地域と、都市緑地法に基づいた都市計画決定を伴う特別緑地保全地区の2つの手法を用いて、民有緑地の保全のために、指定の検討を行ってまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、自然環境保全地域の指定状況について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 自然環境保全地域の指定状況でございますが、平成26年度末で12カ所、約8.8ヘクタールを指定させていただいております。

○ 18番（大久保もりひさ君） その中の民有地の名称、住所、面積、指定日について伺います。また、今後の予定についても伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 民有地の自然環境保全地域として指定している状況でございますが、4カ所ございます。初めに上谷戸大橋東側緑地、場所は坂浜、面積は3,419平方メートル、指定日は平成22年12月14日。2番目に保健センター西側緑地、場所は百村、面積は1,602平方メートル、指定日は平成24年3月5日。3番目に平尾谷戸通り南側緑地、場所は平尾、面積は2,772平方メートル、指定日は平成24年3月5日。最後にひらお苑北側緑地、場所は平尾、面積は2,786平方メートル、指定日は平成25年2月14日でございます。

今後の予定につきましては、今年度、第一中学校西側の約7,000平方メートルの民有緑地を自然環境保全地域として指定する予定となっております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、特別緑地保全地区指定の現状と課題について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 特別緑地保全地区の指定状況でございますが、平成26年度末で1地区、約6.2ヘクタールを指定させていただいております。

指定に向けた課題でございますが、特別緑地保全地区の指定を受けますと、指定された土地に対して、相続税の減額制度など、土地所有者にメリットがある反面、建物の建築や樹木の伐採など、一定の行為の制限が課せられることとなります。このため、土地所有者の御理解を得ることが課題であると考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今後の特別緑地保全地区の指定予定について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 特別緑地保全地区の指定につきましては、恒久的な緑地とする制度であることから、土地所有者には、市に対して緑地の買い取りを申し出ることができるため、市としましても、財源の確保が必要となりまして、それらも考慮しながら指定の検討をしてみたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 特別緑地保全地区を指定する際の選定の基準や手順、審議会の設置、スケジュールなど、今後の取り組みについて具体的に伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 特別緑地保全地区に指定する際の選定基準でございますが、他市の事例を参考にしながら研究してみたいと考えております。手順などございますが、特別緑地保全地区の指定は都市計画決定を要するために、手続に必要な資料の作成、東京都の関連部署との調整、都市計画審議会への諮問、それからまた自然環境保全審議会への報告などが必要となってまいります。また、スケジュールや今後の取り組みにつきましては、必要に応じてその都度、特別緑地保全地区の指定に関して検討してみたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） （4）、自然環境保全地域を対象として、緑化推進基金を活用した買い取りの制度化に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 緑化推進基金の活用でございますが、第四次稲城市長期総合計画では、民有緑地の保全について、緑化推進基金の活用も視野に入れるとしております。このことから、保全する優先順位の高い民有緑地の確保のため、自然環境保全地域を対象とした緑化推進基金の活用について検討してみたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 検討していただけるということですので、スケジュールについて伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 現在指定されております自然環境保全地域で相続が発生した場合、または何らかの理由で土地所有者がその土地を処分する必要性が生じたときに、緑化推進基金を活用して、その土地の買い取り、恒久的な緑地として確保することについて、その都度検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 稲城第一中学校西側におきまして現在宅地造成工事が行われている斜面緑地のように土地を売却されてしまう前に、適切な時期に買い取りを行っていただきたいと思っておりますので、改めて確認させていただきますが、自然環境保全地域の指定を拡大しながら、指定した土地の相続や処分が生じたときには、緑化推進基金を活用してその土地を買い取る手法と、買い取ることが可能な財源を準備した上で特別緑地保全地区の指定を行う2つの手法により、市内の貴重な民有地の緑地を保全していくとの考え方で進めると理解してよろしいのでしょうか、伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 繰り返しになりますが、自然環境保全地域において、相続の発生や、土地を処分する必要性が生じたときは、緑化推進基金を活用してその土地を買い取り、恒久的な緑地として確保することについて、その都度研究してまいりたいと考えております。

また、特別緑地保全地区の指定につきましては、土地所有者は、市に対して緑地の買い取りを申し出ることができるため、市といたしまして、財源の確保が必要となることから、それらも考慮しながら指定の検討をしてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 項目番号5、稲城第三中学校周辺の交通安全対策の強化について伺います。

(1)、稲城第三中学校正門前に建設されております多7・4・5号線の交通開放までのスケジュールについて伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 多7・4・5号線につきましては、今年度は、三沢川から第三中学校までの既存道路部分の雨水管整備を行うとともに、ガス・水道の企業者工事を行うこととしております。平成28年度には電線共同溝の整備と道路築造工事の一部を行い、平成29年度には残りの道路築造工事及び各企業者の電線共同溝への入線工事、車道及び歩道の舗装工事を行う予定としております。交通開放の時期につきましては、平成29年度末を予定しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 土地区画整理事業地のような面整備を行っていない稲城市道における電線共同溝の整備に取り組まれることを評価いたします。電線共同溝の整備により電柱がなくなることは、災害対策だけでなく、交通安全対策においても効果があると考えます。電線共同溝の整備区間について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 電線共同溝の整備区間につきましては、第三中学校の前から京王相模原線高架下の南山東部土地区画整理事業区域境までの約256メートルの区間で整備を予定しております。また、その先の南山東部土地区画整理事業区域内におきましても、電線共同溝の整備を検討しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、多7・4・5号線と三中通り、本郷根方通りの交差点における信号機の設置について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 三中通りと本郷根方通りの交差点への信号機の設置につきましては、既に多摩中央警察署へ設置要望を行ってきているところでございます。今後、多摩中央警察署との具体的な協議の中で、横断歩道の設置や交通処理方法などを含め、さらに強く信号機の設置を要望してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 三中通りと本郷根方通りとの交差点には信号機や横断歩道の設置は不可欠であると考えますが、現時点において、さらに強く信号機の設置を要望しなければならないとの御答弁になるということは、何か大きな課題があるのでしょうか、伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 現時点において多摩中央警察署から信号機設置に対する回答はございませんが、より安全・安心な道づくりを進める上では必要であると考えておりますので、強く要望していくものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 多7・4・5号線は、中央高速道路稲城インターチェンジから南山につながる道路ですので、相当の車両の交通量が予測されます。この道路と交差する三中通りと本郷根方通りの交差点に信号機が設置されなければ、安心して通行することはできないと思います。多摩中央警察署からの信号機設置に関する回答がないというのは大変心配ですので、必ず信号機が設置されるように、稲城市の総力を結集して、多摩中央警察署に繰り返し要請していただきたいと思います。

次の質問に移ります。(3)、多7・4・5号線の交通開放後に車両の交通量の増大が見込まれる稲城第三中学校周辺においては、さらなる交通安全対策の強化が必要であると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 新しい道路が開通しますと、従前の交通の流れに変化が生じてまいりますので、新たな交通安全上の対策が必要となってまいります。さきにお答えしましたとおり、交通安全対策につきましては、多摩中央警察署との協議を密に行い、交通開放後におきましても、現場状況を確認しながら交通安全対策に努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 平成29年度末予定の交通開放時における交通安全対策につきましては、しっかりと協議していただきたいと思いますが、これまで私が要望してきました三中通りの交通規制時間を小学生の登校時間に合わせて、7時50分から8時30分の交通規制を7時30分から8時30分に変更することと、休日には通り抜け車両で大変危険になる三中通りと本郷根方通りにおけるゾーン30の検討状況について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 三中通りの交通規制につきましては、御要望をいただいておりますが、既に交通管理者であります多摩中央警察署に要望を行っております。なお、多摩中央警察署に現在の状況を確認しましたところ、要望に基づきまして、規制の始まりを小学生の登校時間に合わせ7時30分からへと変更するように、公安委員会に申請手続を行っていると伺っており、今後も引き続き要望してまいります。

また、三中通りと本郷根方通りにつきましては、時速30キロの速度規制、大型自動車等通行禁止規制などが既に行われております。御質問のゾーン30につきましては、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした区域を定めまして行う交通安全対策の一つでありまして、有効であると考えております。今後、多7・4・5号線が開通しますと、交通の流れも変化してくることから、交通安全対策の一つの対策として、ゾーン30の指定について検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。以上で私の一般質問を終わります。